

平成13年度施政方針

平成13年第1回市議会定例会に当たり、貴重なお時間をいただきまして私の施政方針を申し述べさせていただきますことを心から感謝申し上げます。

昨年5月の市長就任以来、はや9箇月余りになりますが、この間の市政運営に際し、議員並びに市民の皆様の多大なる御指導、御協力を賜りまして心から厚くお礼を申し上げます。

さて、いよいよ新世紀が幕をあけたわけでございますが、国の構造改革や地方分権、更には情報化、少子高齢化の進展などにより自治体を取り巻く社会情勢、経済状況は大きな変革期を迎えております。とりわけ我が国全体が、競争原理による社会、経済構造へと急激に変化しようとしているさまは実に著しいものがございます。国における経済改革という形で始まった構造改革路線は、長引く景気の低迷により、その進み方が遅くなつたように見えても確実に進んでおります。

様々な見方があるところではありますが、結局、我が国が従来の護送船団方式から国際標準を受け入れて、グローバルな競争原理により、社会・経済の活性化を早急に図ろうとしているところでございます。また、そうしないと、世界からますますおくれてしまうという問題が残るわけでございます。

更に地方では、地方分権が今や実行の段階に進みつつある中で、地域の社会性や協力原理による地域社会づくり、まちづくりが大きく広がっております。これらを象徴する一つが、今日、飛躍的に進歩している情報通信技術、いわゆるITであります。国がIT革命の名のもとに外国とのおくれを取り戻そうとしているように、まさにIT競争の時代でございます。

今後、IT化の波はますます加速し、行政運営だけでなく企業や市民生活のありさまを確実に変えていくことになると考えられます。例えば、広報の配信サービス、電子メールによる市民からの意見や要望、カードによる証明書の取得やサービスの申し込み、自宅での買い物や送金などがごく当たり前になることも決して遠い先のことではありません。

もちろん、福生市においてもこのIT化の波に乗りおくれることなく、迅速な対応が求められますが、あくまでもITはツール、道具に過ぎず、問題はその内容でございます。IT化が進めば進むほど人と人のつながり、フェイス・トゥ・フェイスによるコミュニケーションがますます重要となり、また、情報弱者への協力体制や情報格差の是正という課題もあります。要は行政内部のIT化だけではなく、市民、市全体のIT化を早急に進めていくことが求められているということでございます。

またもう一方では、やはり地域主権でございます。自治体が自主的、自立的に市民とともに自分たちのまちをつくるなければならない今、自己選択、自己決定、自己責任を伴う市民や市のあり方がキー・ワードでございます。地域主権も、例えば、保育園や学校を自分たちで選ぶことなど、個人にかかわる部分としての地域主権と、行政として様々な政策を進めていく上で市民ニーズを的確に反映させた独自の政策決定など、自治体としての地域主権がございますが、いずれにせよこのような自己選択、自己決定、自己責任を伴う地域主権のあり方が、今後ますます求められてまいります。

さて、このような変革の時代を認識しつつ、「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」の実現を目指し、着実にまちづくりを進めていかなければなりませんが、まちづくりの重要な要素は、やはり何といっても市民参画でございます。市民参画も、様々な見方ができるところではありますが、一つには、福生市の現状を市民の皆様に理解していただくこと、「まちの良いところ、悪いところ」あるいは「福生の光と影の部分」とでも申しましょうか、福生のありのままの姿を知っていただくことがまず必要であると考えます。

私は昨年来、市内の各団体を中心に、直接市民の皆様との話し合いをさせていただいておりますが、その中で、福生の現状を知らない市民の皆様が意外に多いことを感じたところでございます。もちろんこのことは行政として大いに反省し、より一層市民の皆様への情報提供に努めていかなければならぬと存じます。

福生の光の部分、例えば、道路や下水道、公園、図書館や体育館などの公共施設の整備状況は、他の自治体と比べても決しておくれておりませんし、また、財政面では、公債費比率が低い、いわゆる借金が少ないなど、まちのよいところがございます。一方、市税や国保税、保育料の滞納が多い、また町会や自治会の加入率が低いなど、福生の影の部分もございます。

今後、このような福生の現状について目で見て分かりやすい、ビジュアルな形での資料などを市民に提供し、これをもとに市民との対話集会や懇談会などにより、福生の光の部分を更に輝かせ、影の部分を薄くするよう市民とともに考え、市民参画によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、一方では、「厳しさと優しさ」ということを行政はもちろん、市民の皆様にぜひともお考えいただきたいと存じます。厳しさと申しましても、「自立への厳しさ」でございます。市民として行政に無関心、地域にかかわらないなど、すべて行政任せではなく、自分のすべきこと、できることは自分でという意識を持って自発的に地域づくり、まちづくりに参画していただくことでございます。

更に優しさ、これは「支援すべき人への優しさ」でございます。行政として子どもたちや高齢者、障害者などへの社会的弱者に対し福祉施策などを進める上で、情報弱者をなくすことなど、個人個人に適した支援、サービスを提供していくことでございます。

いずれにいたしましても、今後、市民がいかに行政に参画しているか、また行政として本来の意味での市民サービスがいかに提供されているかなど様々な角度から評価され、その度合いがこれからまちづくりを大きく左右するものと考えております。

さて、次に福生市が抱えております主要な課題とその取組の方向につきまして申し上げさせていただきたいと存じます。

まず始めに、基地問題でございます。横田基地につきましては福生市にとって極めて大きな存在であるとともに、基地対策は重要な課題の一つでございます。基地の存在に起因する様々な問題は、基地周辺の住民だけが犠牲になるということではなく、常に都民、更には国民全体の問題としてとらえ、国が責任をもってその対策に万全を期すよう今後も関係各機関に絶えず要望、要請を行っていかなければならぬと考えております。特に市民生活に重大な影響を及ぼすことのないよう、航空機の騒音対策や安全運航対策につきましては、これまで以上に積極的かつ強力に求めていく必要がございます。

昨年9月に実施された米空母艦載機離着陸訓練、いわゆるNLPは市内上空の飛行回数だけでも1,000回を超えるという今までになく大規模で、激しい騒音による市民からの苦情が多数寄せられました。このため福生市としても、また横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会としても横田基地に対して即時訓練中止の要請を行い、あわせてこのような訓練が繰り返されるようでは基地との友好交流が今後困難になるとの抗議もいたしました。

更に10月には、今回のNLPが余りにも市民生活への配慮に欠けたものであったことから、議会の御協力をいただく中で外務省、防衛施設庁、アメリカ大使館に対して直接抗議を行いました。ただ

残念ながら、その際に米軍としてはNLPは必要不可欠とのことでございました。

また今年1月には、こうしたNLP問題を抱える基地所在の三沢市、綾瀬市、大和市、岩国市と福生市の5市による市長意見交換会が初めて開催され、NLPの硫黄島での実施、硫黄島が暫定施設とするならば他の方策の検討と実施、関係自治体間の情報交換や国への要請などにおける連携の3項目が、共同声明として確認されたところでございます。

いずれにいたしましても、NLP問題につきましては今後とも都と周辺市町連絡協議会やNLP基地所在の市長意見交換会との連携を図り、議会に御相談し、御協力をいただく中で、国に対してNLPの本格的な訓練施設の設置などの解決策を強く求めてまいりたいと考えております。

また、NLP問題とともに基地の軍民共用化、あるいは基地の整理、縮小、返還への問題がございます。それらの方向につきましてはこれから十分に協議を重ねていかなければなりませんが、基地に起因する諸問題は今後とも国が責任を持って解決していかなければならないと考えておりますことから、今後も都と周辺市町連絡協議会との連携を図るとともに、市民の意見を聞き、また議会に相談申し上げる中で基地周辺対策の一層の充実、強化を積極的に要望してまいりたいと存じます。

次に、合併問題でございます。近隣自治体との合併につきましては福生市の存続そのものにかかわる重大な問題でありますことから、それぞれの自治体や住民のコンセンサスを図ることが最も重要でございます。

ところで、現時点での福生市と近隣自治体との関係は、一部事務組合や西多摩地域広域行政圏協議会などの内で、それぞれの自治体の実情に応じた広域的な視点での行政運営がなされております。とりわけ昨年4月に福生市と羽村市、瑞穂町との2市1町による福生病院組合が設立され、この4月から本格的な病院運営が開始されるところでございます。

このような状況の中で、昨年7月から8月にかけて実施した市政世論調査の結果を見ますと、合併の賛否につきましては賛成が40パーセントと反対の27パーセントを上回っておりますが、一方でわからないとの回答が33パーセントと多く、この調査結果だけでは市民の合併に対する意識や意向がなかなか見えにくいところでございます。

また、今年の1月には市町村合併に関する検討指針が東京都において策定され、市町村に示されました。この検討指針につきましては、合併に関する情報を都民や市町村に提供するとともに、市町村が自主的、主体的立場から合併を検討する際に活用できるようすることを趣旨に、市町村合併の経緯や必要性、都内市町村のゾーニング、合併による効果、合併に関する国や都の支援などがその内容となっております。特に都内市町村のゾーニングでは、都内31市町村を12のゾーンとし、福生市、羽村市、瑞穂町との2市1町により一つのゾーンを形成すると、これによる人口は約15万人、面積は約37km²になることなどが示されております。ただこのゾーニングは、市町村同士の地域的なつながりを表すデータを用いた統計的手法により、市町村が合併を検討する際に参考になるように作成されたものでございます。

いずれにいたしましても、合併問題はやはりそれぞれの自治体や住民の意見、意向によるものでありますことから、今後市民の皆様へ情報を提供し、ともに考え、東京都が示した検討指針などを参考に近隣自治体間での情報交換などを行なながら、その研究に努め、更に議会に御相談申し上げ、今後の方向性を見出していくべきと考えております。

次に庁舎の問題がございます。現庁舎につきましては建物の老朽化、狭隘化が著しく、市民サービスや事務効率などの面で少なからず支障を来しておりますことから、新たな庁舎建設への対応がかかるべく指摘されております。このため、庁内の庁舎建設検討委員会において、現庁舎の抱える問題点などを中心に庁舎建設の必要性について検討し、昨年11月にその結果をまとめたところでございます。

その内容といたしましては、庁舎の現状は特に耐震補強の未整備などにより、防災機能の確保ができないこと、また庁舎の分散配置やバリアフリー化の未整備、事務スペースの狭さなどにより、市民サービスや事務効率の面で様々な支障を及ぼしているなど多くの問題点を抱えております。更にこれらの解決策として、現庁舎の増築や別棟の建設などの方策では建物の老朽や用地の確保などの点で、これもまた困難でございます。

このようなことから、現庁舎の抱える様々な問題点を解決していくためには庁舎建設以外にその方策はなく、庁舎建設の必要があるとの検討結果に至ったものでございます。ただ、仮に庁舎を建設するといたましても、やはり庁舎の建設場所、建設計画、規模や経費などの問題がございます。また、庁舎は市政の拠点であるとともに、市民参画や市民交流の場として市民と行政との重要な接点でありますことから、市民の意見や要望を十分に反映させるため、具体的にどのような取組をしていくかなどの課題がございます。

したがいまして、庁舎建設につきましては議会とも十分に協議をさせていただき、今後、市民の皆様にその必要性や様々な問題点があることをわかりやすい形で情報を提供し、市民の意見や意向をお聞きする中で、その基本的な方向づけをしてまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量とリサイクルの推進についての課題がございます。今日、廃棄物最終処分場を確保する困難さ、あるいはごみ処理コストの増大などを解消するため、ごみを出さない、リサイクルを進める、いわゆる資源循環型のまちづくりへの取組が大きな課題でございます。このことは地球環境を守るため、市民一人ひとりのできることは何かといった課題にもつながります。このため平成11年10月に、ごみと資源の戸別収集方式を開始し、ごみ減量と資源回収がしやすい体制を整え、その推進に努めてきたところでございます。

このような状況の中で、昨年8月に家庭ごみの有料化につきまして廃棄物減量等推進審議会に諮問させていただきました。その理由といたしましては、多様化するごみを適正に処理し、環境に与える負荷を低減するため、今後もごみ処理に要する費用が増大することが予想されます。ごみ処理費用を税金により賄っている現状では、ごみ減量に努力している人と、そうでない人との間に不公平が生じておりますことから、家庭ごみの有料化について検討をお願い申し上げたところでございます。

同審議会では、真剣かつ慎重に審議を重ねられ、本年1月にその答申をいただきました。その答申の内容につきましては、家庭ごみの有料化は市民負担の公平化、ごみ減量とリサイクルの推進、ごみ排出者の意識改革などを図り、安定したごみ処理を維持していく上で有効な手段であると結論づけられております。

また、有料化の内容としては均一従量制による負担方法、ごみは有料、資源は無料とする負担の範囲、指定袋制による徴収方法、市民の納得が得られ、過大な負担とならない単価設定、更に実施に当

たっては十分な周知期間を設け、市民の理解と協力を求めることが示されています。

このようなことから、当市における家庭ごみの有料化につきましては、同審議会の答申と同様に市民負担の公平性の確保を大前提とし、ごみの発生抑制や減量化、資源の分別、市民意識の変革、更にごみ処理費用の削減などを図り、循環型社会の構築を現実のものとし、地球環境を守っていくために避けて通ることができない必要な方策であると考えるものでございます。もちろん、このためには市民の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。今後、市民の皆様にごみ処理の現状、有料化の必要性などについてわかりやすい情報提供と十分な説明会を実施する中で、市民の皆様の御理解と御協力をいただくよう努めるとともに、議会にその状況を報告し、御相談申し上げ、家庭ごみの有料化への取組を進めてまいりたいと存じます。

次に教育行政にかかわりますが、本来、教育行政の主体は教育委員会でございますので、教育委員会との連携、協力、あるいは支援という観点から申し上げさせていただきます。

教育行政では、特に新学習指導要領に基づく対応と生涯学習の推進についての課題がございます。今、小学校、中学校では平成14年度から本格実施となります学習指導要領に対応する学習に向か、果敢な取組がなされております。今後、子供たちは学校週5日制のもとで、学校だけではなく地域社会などでの学習や活動が広がってまいります。

一方、社会に目を転じますとIT革命や情報化、少子高齢化、国際化の進展、男女共同参画社会の形成、また自由時間の拡大など市民を取り巻く環境は急激に変化し、このような社会の変化に伴って市民が充実した日々を過ごし、いきいきと人生を送るためには、いわゆる生涯学習の充実が求められるところでございます。このことは、市の将来都市像である「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」にもつながるものでございまして、今後とも市民一人ひとりが輝きをもって生活していくために、施設整備や体制の充実に努め、市民活動を支援してまいりたいと考えております。

来る4月1日からは、社会教育部を生涯学習部に改めまして、これまでのような行政が教育し、育てるという客体としての市民から、市民自らが学び、自らが歴史をつくるという自発的な意思に基づく主体的市民への支援、あるいは援助へとシフトを変えを更に強く進めてまいりたいと存じます。

さて、ただ今申し上げました幾つかの課題とともに、都道や駅周辺の整備、少子高齢化対策、商業の自立支援、中学校給食への対応、行財政改革などの課題がございます。これら様々な課題を解決していく基本的な手法、あるいは進め方といたしましては、まず議会と御相談申し上げながら、市民の皆様に課題についての現状や問題点などをわかりやすい形で情報を提供し、また十分な説明や話し合いなどを行い、課題解決へ向けた市民の意見や要望を聞き、理解を深めていくことが重要と考えております。すなわち市民自らが課題解決に積極的に参画していただくことでございます。もちろん行政としては、課題解決に対応できる組織や職員など、その体制を整えていくことが必要であります。このため本年4月の組織改正により、情報化、地域振興や環境問題などに対応していくため新たな組織体制を整備させていただくところでございます。

また職員には、多様化する課題を縦割り的にとらえることなく、プロジェクトチームなどを効果的に活用し、市民の意見等を反映させた総合的な課題解決への方向づけができるよう、進めてまいりたいと存じます。更にこのようにして方向づけをした課題解決策について議会への報告、あるいは御相

談を申し上げ、最終的な課題解決策や政策として決定していただき実現を図ってまいりたいと思っております。

それでは、次に平成13年度予算につきまして申し上げさせていただきたいと存じます。私にとりましては昨年の市長就任以来、年間を通した予算を初めて編成させていただいたところではございますが、依然として回復感の乏しい経済状況とともに、国や東京都の財政状況の好転が見られない中で、当市においてもますます厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えております。

当市の財政運営につきましては、国や都の支出金などの依存財源の占める割合が高く、また財政力指数の下降や経常収支比率の上昇など、財政構造的に見ても厳しい状況でございます。

歳入面では、自主財源の根幹をなす市税収入につきましては、景気の低迷や個人市民税の恒久的な減税の影響などによりその増加が望めず、一方歳出面では公債費や扶助費、更には一部事務組合の負担金などの補助費等の増加に伴い、経常経費が年々増大しております。このため起債の借り入れや基金の取り崩しなどにより、歳入歳出の均衡を保たなければならない現状でございます。このような財政状況ではありますが、平成13年度予算につきましては第3期総合計画の推進に努め、「やすらぎいきいき 輝く街 福生」づくりを目指し、次の3点を基本的な方針として編成いたしたところでございます。

その一つには、自主財源はもちろん、国や都の補助金などの依存財源の確保とともに、経常経費の見直しや行政コストの低減などを図り、財源の重点的、効率的な配分に努めることでございます。二つには、基本計画や実施計画による重点施策の計画的な執行とともに、社会経済情勢の変化に対応した市民福祉や市民サービスの向上を目指した施策の展開を図ることでございます。更に三つ目としては、施策全般にわたる創意工夫や行財政の簡素化、効率化の推進などにより、市民に信頼される活力ある市政の実現を図ることでございます。

このようなことから、新年度の予算規模につきましては一般会計では210億5,852万6,000円、前年度と比較して7億1,473万3,000円、3.3パーセントの減となっております。この減額の主な理由といたしましては、第四市営住宅建替事業や小中学校耐震補強事業などが完了することにより、これらの事業費約15億6,000万円が減となり、普通建設事業費が大幅に減額したことによるものでございます。

また、特別会計を含めた予算全体の規模につきましては、338億1,670万7,000円、前年度と比較して2億2,406万5,000円、0.7パーセントの減となっております。なおこれら予算の内容につきましては、後ほどそれぞれ予算案として提案させていただきますので、その際に触れさせていただきたいと存じます。

続いて、平成13年度の主要な事業につきまして、各分野ごとに申し上げさせていただきます。まず教育、文化の分野では小中学校のパソコン教科用ソフトの購入、中学校給食の調査研究、子ども教育委員会の開催、図書館ホームページの開設と蔵書データの開放、更に成人を対象としたIT講習会などの実施に取り組んでまいります。

福祉、保健、医療の分野では、高齢者に対する訪問理美容サービスや歯科健康診査、家族介護講習会、更に子育て支援としての休日保育事業を新年度から開始いたします。また、福生病院につきまし

ては、この4月から福生病院組合による本格的な病院運営が始まりますことから、必要な財源を負担してまいります。

次に都市基盤整備の分野では、引き続いて下の川緑地（仮称）新設事業、柳通りや銀座通りの改良事業などに取り組むとともに、福生柳山公園や加美平南公園の改良整備、市道にかかる橋りょうの耐震診断などを実施してまいります。

生活基盤整備の分野では、継続して福生駅西口市営駐車場（仮称）用地の買収を進めていくとともに、新たに福生駅東口自転車等駐車場（仮称）用地の取得にも取り組んでまいります。

構想の推進の分野では、市民サービスの向上を目指した住民基本台帳ネットワークシステム導入への準備を開始し、更に庁内事務の効率化、情報の共有化を図るために全庁ネットワークシステムや道路・下水道管理システムの導入など、IT化への対応を進めてまいります。

なお、各分野ごとの具体的な事業につきましては、実施計画により明らかにしておりまますので、御参照いただきたいと存じます。

最後に、私自身、まだまだ力不足ではありますが、ACC、アクティブ、クリエイティブ、チャレンジングを行動指針とし、第3期総合計画を積極的に進め、市民の皆様とともに「やすらぎ いきいき 輝く街 福生」づくりに全力を傾注して取り組んでまいりますので、これまで以上に議員並びに市民の皆様の御指導、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、平成13年度の施政方針とさせていただきます。

御清聴をいただきまして、誠にありがとうございました。